

入札公告

分任契約担当官
陸上自衛隊高田駐屯地
第379会計隊長 岡本 直也

一般競争入札について、下記のとおり公告する。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

件名	規格	単位	数量	納期	備考
スタッキングテーブル（作戦室）ほか43件 内訳書のとおり				6.3.29	納地：高田駐屯地

- (2) 納地：高田駐屯地
(3) 履行期限：令和6年3月29日

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和4・5・6年度全省庁統一資格の審査結果通知を受けた者のうち、「物品の販売」の格付けが「D等級以上」に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
(4) 契約担当官等から指名停止の措置を受け、現在その期間中の者でないこと。
(5) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(6) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
(7) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 入札条件

- (1) 入札金額：消費税抜き価格で記載すること。
(2) 再度入札：1回の入札で落札判定できない場合、直ちに再度入札を実施する場合がある。

4 契約条件を示す場所

- (1) 陸上自衛隊 高田駐屯地 第379会計隊 契約班
(2) 陸上自衛隊 松本駐屯地 第335会計隊 契約班
(3) 陸上自衛隊 新発田駐屯地 第382会計隊 契約班
(4) 東部方面会計隊ウェブサイト (<https://www.mod.go.jp/gsdf/eae/kaikei//eafin/index.html>)

5 入札

- (1) 日時：令和6年2月28日（水） 09：15
(2) 会場：陸上自衛隊高田駐屯地 5号隊舎1階 D/S自習室
(3) 本件入札においては郵便入札を可とする。
初度入札で最低入札価格が予定価格を下回らず再度入札となった入札で、郵便による入札参加があった場合、再度入札はその場で直ちには行わず、次の時期に実施する。
ア 日時：令和6年3月1日（金） 09：15
イ 場所：陸上自衛隊高田駐屯地 5号隊舎1階 D/S自習室
(4) 郵便による入札は初度入札令和6年2月28日（水）09：00、再度入札令和6年3月1日（金）09：00までに、当隊契約班まで必着とする。封書には会社名、入札日時、件名及び朱書きで入札書在中と、明記し郵送すること。また、事前に郵送による入札を行う旨の連絡すること。

6 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除
(2) 契約保証金：免除

7 違約金等

- (1) 落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものとみなし、入札金額に消費税及び地方消費税に相当する金額を加えた金額（以下、「落札金額」という）の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
(2) 契約者が契約を履行しないときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として徴収する。

8 遅延賠償

遅延部分1日につき、契約金額の1000分の1以上を徴収する。

9 落札決定方式

- (1) 総品目総額により決定する。契約金額については、落札金額に消費税相当額 10% を加算（円未満切捨）した金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 総品目総額が当隊所定の予定価格以内の最低入札者を落札者とする。
- (3) 落札者となるべき最低入札者が 2 人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

10 入札の無効

- (1) 第 2 項に示す競争入札に参加する資格のない者が行った入札。
- (2) 入札関係書類の交付を受けなかった者が行った入札。
- (3) 電報、電話等による入札。
- (4) 郵便による入札で、指定した時間までに到着しなかった入札（到着の確認は発送者の責により行う）
- (5) 入札書に記載された入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別しがたい場合。
- (6) 入札者等が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合は、当該入札者等が提出した入札書等を無効とする。
- (7) その他入札に関する条件に違反した場合。

11 契約書の作成

- (1) 契約書は落札決定後、遅滞なく作成し提出する。ただし、契約担当官が認める場合において、契約金額が 150 万円未満の場合は契約書に換え、請書を提出することができる。また契約金額が 50 万円未満の場合、契約書の作成を省略することができる。
- (2) 適用する契約条項
「物品売買契約条項」
「談合等の不正行為に関する特約条項」
「暴力団排除に関する特約条項」

12 その他

- (1) 委任状 : 代表者でない者が入札する場合、入札時に委任状を提出。
- (2) 資格決定通知書 : 入札開始前までに、資格決定通知書の写しを提出。
- (3) 市価調査書の提出日 : 令和 6 年 2 月 21 日（水）までに提出
- (4) 連絡先 : 陸上自衛隊高田駐屯地第 379 会計隊契約班
電話 025-523-5117（内線 347 FAX 598）

担当：武藤